能力評価基準【配管】

国土交通省

CCUS職種コード		３６配管工－０１配管工、０２配管工（給排水・衛生）、０３配管工（冷暖房）、０４配管工（ガス）、 ０５配管工（プラント）、０６ボイラー設置工、０７ポンプ設置工、０８浄化設備工、 ０９計装工（給排水衛生設備）、１０水道施設工、１１消防施設工、１２ガス器具取付工、 １３冷凍空調設備工、１４計装工(計装配管）、１５計装工(監視制御・計装システム)
能力評価実施団体		全国管工事業協同組合連合会 （一社）日本配管工事業団体連合会 （一社）日本空調衛生工事業協会
呼　称		配管技能者
レベル４	就業日数	１０年（2150日）
	保有資格	◇登録配管基幹技能者〔00015〕 ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）〔91025〕 ◇給水装置工事主任技術者〔31011〕 ●レベル２、レベル３の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長経験	職長としての就業日数が３年（645日）
レベル３	就業日数	７年（1505日）
	保有資格	◇１級配管技能士〔11501,11511〕 ◇１級又は２級管工事施工管理技士〔30013,30014〕 ◇排水設備工事責任技術者又は排水設備主任技術者〔31013,31082〕 ◇配水管工技能者〔31075〕 ●職長・安全衛生責任者教育 【必須】〔60001,60011〕 ●レベル２の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長・班長経験	職長または班長としての就業日数が1年（215日）
レベル２	就業日数	３年（645日）
	保有資格	◇２級配管技能士〔11502〕 ◇高所作業車運転特別教育〔50020〕 又は 高所作業車運転技能講習〔40039〕 ◇給水装置工事配管技能者〔31012〕 ◇地山の掘削及び土止め支保工作業主任者（旧資格も含む）〔40005（40006,40007）〕 ◇石綿作業主任者〔40027〕
レベル１		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、レベル２から４までの判定を受けていない技能者

※　●印の保有資格は、必須。 ◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。〔〕は、ccus職種コードを示している。
※　就業日数は、215日を1年として換算する。　※ レベル3の1級配管技能士を保有していれば、レベル2の2級配管技能士も保有しているものとして取り扱う